

大学における内部規則・運用見直しチェックリスト(案) (学校教育法の改正関係)

資料6

チェックポイント	具体的な確認事項	確認にあたっての留意事項
① 教授会の必置 (第93条第1項関係)	◆教授会が必置の機関とされているか。	※第93条第1項は、改正前に引き続き、教授会を必置とするものである。
② 学長の最終的な決定権の担保 (第92条第3項、第93条第2項、第3項関係)	◆最終的な決定権が学長にあることが担保されているか。	※学長の最終的な決定権が、内規や運用によって担保されていることが必要。例えば、教授会の審議結果について問題があると考えられる場合に、学長が異なる判断(差し戻しや拒否権の行使等)をすることが、内規や運用上可能となっていることが必要である。 ※学長から、いったん教授会等に権限の一部が委任された場合であっても、事情の変化等に応じて、学長は当該権限委任を変更・撤回することが認められることが必要であり、これに制約を課すような内規(例:「教授会の承認なしには、学長は～することができない」)は見直しが求められる。
	◆国立大学や法人化された公立大学については、教育公務員特例法に基づいて教授会に権限を認める規定が、改正法の趣旨に反する形で残存していないか。	※教育公務員特例法は、法人化前の国公立大学について、「大学の自治」の観点から、設置者である国等による直接の人事権の行使を避けるため、教授会に一定の権限が認められていたものであるが、改正法の趣旨を踏まえて、改めて適切な内容か確認することが求められる。
③ 重要事項に関する意思決定手続 (第93条第2項関係)	◆「学生の入学、卒業及び課程の修了」、「学位の授与」前項に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について、学長が決定を行うに際して、教授会が意見を述べるものとされているか。	※左記の事項については、今回の法改正によって、学長が決定を行うに際して、教授会が意見を述べるのが義務づけられたことから、相応の内規を整備しておくことが求められる。
	◆「前項に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」が、あらかじめ定められているか。	※学長が定める方法は、学長決定・学長裁定など様々な方法が考えられる。 ※どのような事項について教授会の意見を聴くものとするかを判断するにあたって、学長は教授会の意見を参酌することが望ましいが、最終的にどの事項について教授会の意見を聴くかを決定するのは学長である。
④ 教授会の審議機関としての性格 (第93条第2項、第3項関係)	◆学長と教授会との関係について、教授会は審議機関であり、決定権を有する学長に対して「意見を述べる」関係にあるものとされているか。	※「審議」とは、字義通り、論議・検討することを意味し、決定権を含意するものではない。 ※ただし、教授会が審議を行った結果として、例えば学生の入学判定について、一定の結論を出すことが通常必要となるため、教授会としての「議決」や「決定」等が行われることが想定されるが、この「議決」や「決定」等は、あくまでも教授会レベルで行われるものであり、大学としての最終的な決定は、学長の権限と責任において行われるものである。 ※規定上の個別の文言のみで判断するのではなく、内部規則全体の体系からして、学長が最終決定権を行使できるように担保されているかという観点から行うことが求められる。
	◆教授会における「議決」や「決定」が、大学としての最終的な「議決」や「決定」とは異なるものであることが、学内で広く周知されているか。	
⑤ 教授会の審議事項 (第93条第2項、第3項関係)	◆法律上、教授会の審議事項が、「教育研究に関する事項」であることが周知されているか。	※法律上、教授会の審議事項は、「教育研究に関する事項」であることが法定されている。 ※教授会において審議する「教育研究に関する事項」の中に、経営に深く関わる事項が含まれる場合も考えられるが、その場合においても、教授会は、あくまでも教育研究に関する専門的な観点から審議し、学長等の求めに応じて意見を述べるのが求められる。
	◆教員人事について教授会が審議するのは、「教員の教育研究業績の審査」であり、教員のポスト配置については、学長が全学的な視点から判断すべきものであることが周知されているか。	※教員人事が教授会の審議事項とされている場合には、より具体的には「教育研究業績等の審査」であることを大学内で確認することが求められる。 ※教員人事に関する事項のうち、「教員ポストの配置」については、学長が全学的な視点から決定すべきであり、教授会が本来審議することが求められるのは、配置される教員の「教育研究業績等の審査」についてである。

※「内部規則(内規)」=各大学において定められるルールの総称。学則、規則、規程、(学長・学部長)決定、など、大学によって様々な名称や体系性に基づく内規が設けられている。

大学における内部規則・運用見直しチェックリスト(案) (国立大学法人法の改正関係)

チェックポイント	具体的な確認事項	確認にあたっての留意事項
① 学長選考の基準の策定 (第12条第7項)	◆学長選考の基準に、「学長に求められる資質・能力」、「学長選考の具体的手続・方法」が盛り込まれているか。	※具体的な基準については、各大学の特性やミッションを見通した上で、主体的に判断しつつ、各大学が学長選考を開始する時期までに策定する必要がある。なお、「学長に求められる資質・能力」については、基準本体に根拠となる規定を設けた上で、基準本体とは別の文書として作成することも妨げられない。
	◆「学長に求められる資質・能力」については、各大学の特性やミッションを踏まえた上で、可能な限り具体的に示されているか。	※各大学の学長選考会議において、学長選考が開始される時期までに、十分な議論等を行い設定される必要がある。
	◆「学長選考の具体的手続・方法」については、意向投票の取扱、学長選考会議自らが主体的な選考に当たって必要な情報を得ることができるような具体的な方法が盛り込まれているか。	※学長選考会議による学長候補者の所信表明の機会の設定やヒアリングの実施などが考えられる。
	◆教職員による意向投票を行っている場合、当該投票の結果に、過度に依存した選考方法となっていないか。	※意向投票を実施するか否か、仮に実施する場合にその結果をどのように取り扱うかについては、学長選考会議の判断によるものであるが、学長選考会議が、学内だけでなく社会の意見を学長選考に反映させる仕組みとして設けられた法律の趣旨に鑑みると、投票結果をそのまま学長選考会議の選考結果に反映させるなど、過度に学内の意見に偏るような選考方法は、学長選考会議の主体的な選考という観点から適切なものとは言えない。
② 学長選考の基準の公表 (第12条第8項)	◆学長選考会議によるこれらの事項の公表は、ホームページへの掲載その他の適切な方法において行われているか。	※学長の選考手続が、大学のミッションに照らして、適切に行われたかどうかを広く社会に知らしめることにより、「社会からの信頼と支援の好循環」を確立することや、学長選考会議自らがより適切に説明責任を果たすことが期待される。
③ 学長選考の結果その他文部科学省令で定める事項の公表 (第12条第8項)		※文部科学省令で定める事項としては、①学長選考会議が、選考した学長を適切と判断した理由、②学長選考会議において行われた選考の過程、について国立大学法人法施行規則において規定する。
④ その他	◆学長選考会議は、選考した学長の業務執行の状況について、恒常的な確認を行うこととされているか。	※学長選考会議は、新たな学長を選考するだけでなく、その結果についても責任を負うべきである、そのため、自らが選考した学長が期待した業績を挙げているかどうかについて、選考後においても、監事等とも連携しながら、定期的に確認を行っていくことが求められる。確認を行う時期については、各大学の実情に応じて、学長選考会議において適切に判断されるものである。なお、学長自身が学長選考会議の構成員となっている場合は、その運用に特に留意が必要である。
	◆学外委員について、会議への出席の確保、積極的な情報提供に努め、議事に積極的に関与することができるような運営が確保されているか。学長選考会議の構成員については、審査の公正性等の観点にも配慮しつつ、多様なステークホルダーが参画するものとなっているか。	※学長選考会議が主体的に選考を行うためにも、学外委員が十分な情報を有した上で学長選考に携わることが必要である。